

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 6 月21日
【会社名】	コスモエネルギーホールディングス株式会社
【英訳名】	COSMO ENERGY HOLDINGS COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 茂
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03（3798）3113（代表）
【事務連絡者氏名】	法務総務部長 芹田 いづみ
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03（3798）3113（代表）
【事務連絡者氏名】	法務総務部長 芹田 いづみ
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

2024年6月20日開催の当社第9回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本定時株主総会が開催された年月日
2024年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金150円

第2号議案 定款一部変更の件

定款の目的、本店の所在地、取締役会につき、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、桐山浩、山田茂、竹田純子、松岡泰助、岩根茂樹、井上龍子、栗田卓也および鈴木貴子を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、植松孝之、栗山年弘を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、若尾英之を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額改定の件

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等のうち基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬を年額10億円以内（うち社外取締役2億円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役の報酬等のうち基本報酬にかかる金銭報酬を年額2億円以内とする。

第8号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠改定の件

取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の金員および当社株式等の数の上限を、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに金員10億円、70万ポイント（700,000株相当）とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案	739,842	2,189	7	99.27	可決
第2号議案	739,803	2,228	7	99.27	可決
第3号議案					
桐山 浩	697,591	44,439	8	93.60	可決
山田 茂	717,927	24,102	8	96.33	可決
竹田 純子	732,547	9,483	8	98.29	可決
松岡 泰助	732,521	9,509	8	98.29	可決
岩根 茂樹	685,835	35,741	8	94.62	可決
井上 龍子	734,223	7,807	8	98.52	可決
栗田 卓也	734,223	7,807	8	98.52	可決
鈴木 貴子	736,409	5,621	8	98.81	可決
第4号議案					
植松 孝之	720,401	21,625	8	96.66	可決
栗山 年弘	736,540	5,490	8	98.83	可決
第5号議案					
若尾 英之	732,773	9,254	7	98.32	可決
第6号議案	734,383	7,296	359	98.54	可決
第7号議案	734,382	7,297	359	98.54	可決
第8号議案	735,668	6,362	7	98.71	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上